

## 横浜市の港湾施設及び海づくり施設の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 22 年 6 月 23 日 港湾経第 2 4 9 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市港湾施設使用条例（昭和 24 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 2 条の 2 に規定する港湾施設の指定管理者の候補者及び横浜市海づくり施設条例（昭和 53 年 7 月横浜市条例第 40 号）第 3 条に規定する海づくり施設の指定管理者の候補者の選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 前項に規定する指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

### （指定管理者の選定）

第 2 条 前条の指定候補者の選定は、期間を定めた公募又は公募によらない方法により実施する。

2 前項の公募を行った結果、資格を満たす者の応募がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で、再度公募を行うものとする。

3 前項の規定により再度公募を行った結果、資格を満たす者の応募がなかった場合には、港湾局長は公募によらず選定を行うことができる。

4 港湾局長は、応募者の中から港湾施設及び海づくり施設の指定候補者を選定する。

5 公募によらない方法で指定候補者を選定する場合は、港湾局長が定めた団体から必要となる書類を提出させた後、審査要項に基づき審査することにより行う。

6 港湾局長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定候補者の選定を行う。

### （指定管理者選定委員会）

第 3 条 港湾施設及び海づくり施設の指定候補者の選定について、港湾局長に対し意見を述べるため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、港湾局長が別に定める。

### （指定管理者の選定基準）

第 4 条 指定候補者の選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができる者を指定候補者として定めることができるよう定める。

3 局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(申請書等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市港湾施設使用条例施行規則、横浜市海づり施設条例施行規則、指定管理者公募要項又は審査要項に定められた提出書類を、港湾局長に提出しなければならない。

2 港湾局長は、前項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて委員会に提供するものとする。

(選定結果の公表及び報告)

第6条 港湾局長は、指定候補者及び次点となった候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第7条 港湾局長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の議決を経たときは、指定候補者に対し、速やかに指定の通知をするとともに、公告を行わなければならない。

2 指定管理者に指定された者と港湾局長は、指定管理業務に関する協定を締結しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市の港湾施設及び海づり施設の指定管理者の選定に関する要綱（平成17年6月17日港湾経第51号）